



Title	『湖月抄』の注記編集方法：『岷江入楚』利用と『河海抄』引用について
Author(s)	松本, 大
Citation	詞林. 2013, 54, p. 21-40
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67660
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

『湖月抄』の注記編集方法

—『岷江入楚』利用と『河海抄』引用について—

松本 大

一 先行研究と問題の所在

『湖月抄』は、北村季吟による『源氏物語』の注釈書で、延宝元年（一六七三）に刊行された。物語本文を全文掲載し、そこに傍注・頭注を付す形態をとる。近世期に刊行された版本としては、大まかに八尾版と吉田版とに二分類出来る。八尾版は初印本にあたり、吉田版は八尾版の漏脱箇所を訂正した後印本にあたる。

『湖月抄』は、他の源氏注釈書と同様に、先行する諸注集成の性格を強く持つ。注記作成に使用した先行注釈書、及びその編集方法については、凡例で詳しく述べられている。

『湖月抄』凡例より

（前略）

一 予先年箕形如庵^{ミカタジョアン}八条宮に奉仕に此物語の講談を聞、十五ヶの秘訣三ヶの口傳等を請得たり、又先師逍遊軒貞徳に桐壺一巻の講尺を聞いて、此物語の口傳等再聞し侍し、此如庵老人はもと称名院殿三光院殿より相

つたへて、八条の宮の御前にも講ぜち申され侍しとかや、其故に此講尺には細流を以てもと、せられ侍し、又逍遊軒は九条の東光院のきみにしたがひたてまつりて此物語の奥義を極めて後、九条ノ太閤幸家公の御前にて折々御とひに應せしよし侍し、されば是は常に孟津抄を尊み申されし、よりて此抄にも細流孟津の両抄をもと、して河海花鳥の要をとり、弄花明星をひろひきける處の師説を交へ、かつをろかかる辟案をくはへて初心の人たすけとするもの

也
此抄に河海、花鳥、弄花、細流、明星、孟津等の諸抄用所は、肩付に河花弄細明孟とするせり
累年諸抄を勘へ合せて予が聞書に加るの説はなべて誰の説、又或抄或は抄とばかりしし侍し
師説とするすものは皆如庵老人の説也、明心居士の説は千が一のみ又二と書るは三光院の御説のよし師説侍し

一 諸抄註解の下に愚意の了簡の説をなすところは、愚案と書^レ之、又諸抄の不^レ註^セ之ところに肩付なくて註をなすものは皆愚意の辟案也
 一 河海花鳥弄花の説といへども細孟の中に書加へらるゝの説は多くは本書を不^レ載、細孟と書之、細の説河花弄孟の説に趣同しき時は、河同花同弄同孟同などしるす他准^レ之

(後略)

傍線部で示したように、「細流抄」と「孟津抄」を基盤として、そこに『河海抄』『花鳥余情』『弄花抄』『明星抄』の諸注釈書及び、師である箕形如庵の説と、季吟自身の愚案を加えた、としている。また、注記引用の際に肩付によつて出典を示すことや、『細流抄』と『孟津抄』が先行諸注を引^用する場合には原典の注釈書そのものは提示しないことも断つてゐる。

このような『湖月抄』の注記編集の姿勢について、先行研究では、早くから低い評価が与えられて來た。例えは、池田亀鑑氏は、先行諸注をそのまま孫引きし原典を確認しない姿勢や、引用の際の不手際を指摘し、小高敏郎氏は、季吟が行つた諸注を集成する態度に関して、啓蒙的な面では評価出来るものの、内容面に関しては評価出来ない、という否定的な評価を下している。^{〔3〕}現在の評価も大凡これらを引き継ぐものであり、『湖月抄』の注釈に対する学術的評価は高くない。

このような評価のためか、現在までの『湖月抄』をめぐる研究は、掲載された物語本文を対象にしたものが多く、注記部分に検討を加えたものは僅かしかない。引用される各注釈書について論じたものは、筑和正藏氏^{〔4〕}、井爪康之氏^{〔5〕}、三浦尚子氏^{〔6〕}の論考があるばかりである。

これらの先行研究の持つ問題点のうち、最も大きなものは注釈書の孫引きの可能性を考慮していないことである。いずれの先行研究においても、序文や肩付を信用し、季吟は各注釈書を適宜参考していた、と判断しているようである。『湖月抄』に示された注釈書のすべてを、季吟が直接参照していだとは考えにくく、さらには、序文や凡例等に示されていない注釈書の利用も大いに考慮すべきである。

また、『河海抄』『花鳥余情』『弄花抄』『孟津抄』の各引用に対しては、これまで全く検証が加えられていない。これらの代表的な先行注釈書は、注釈書を構成する際の基礎的な注釈書として、後世の注釈書に大きな影響を与えている。これらの注釈書の利用方法を押さえずして、『湖月抄』の注釈方法を捉えることは不可能であろう。ただし、これら先行諸注の引用態度は同一で無いことが予想されるため、注釈書引用は個別に検討すべきである。

以上のように、『湖月抄』の先行諸注撰取の様相は未だに詳らかではなく、『湖月抄』の注釈方法、ひいては季吟の古典注釈を考える上では不十分である。本稿では、これらの問

題点を踏まえ、まず『湖月抄』における『岷江入楚』利用を指摘する。その上で、『湖月抄』に引用される『河海抄』の記事に注目し、その注釈方法と特徴を明らかにする。

二一一 『湖月抄』の『岷江入楚』利用

中院通勝『岷江入楚』は、慶長三年（一五九八）に成立した室町期最大の『源氏物語』の注釈書である。成立に際しては、細川幽斎の手助けのもと、三条西家が蔵していた『源氏物語』の諸注釈書が借り出されたことが明らかになつており、三条西家の説を中心に入行諸注が集成されている。この『岷江入楚』については、『湖月抄』の凡例では一切触れられていない。しかし、注記では明らかにその利用が認められる。例えば次のような例である。

『湖月抄』桐壺巻

ゆけいの命婦

花鞆負と書てゆけいとよめり。鞆は矢を入れるしこを

いふ。左右衛門は弓箭を帯するつかさなるによりてゆけい

ゆけいといへり。河命婦は今の世に内侍のほか織物を着せぬ中

着せぬ中蘿を昔は命婦と号せり。殿上人以下の女な

り。細ゆけいの命婦は衛門の命婦也拾遺の詞書にも

あり命婦は惣しては禁中にあるを内命婦といふ私の妻をも命婦といふそれを外命婦と云也當時も禁中に侍ふ女房の中に内侍より次に御下^{ヲシキ}とてさふらふ其中

に命婦女藏人である也

当該注記では、前半に「花」（波線部）と「河」（傍線部）の引用があり、その後に「細」の注記が加えられている。問題となるのは前半部である。この前半部は、以下に示す『孟津抄』と『岷江入楚』を基盤に編集されたものと判断出来る。

『孟津抄』桐壺巻

ゆけいの命婦といふをつかはす

花鞆負とがきてゆけいとよめり。鞆は矢を入れるしこを

いふ。左衛門は箭を帶するつかさなるによりてゆけい

といへり。命婦は今の世に内侍のほか織物を着せぬ中

らうを昔は命婦と号せり。侍臣以下^{ミカイモリ}の女也。藏人といふは下蘿のしなをいふ賀茂の祭に命婦つかひ藏人使とてある也。河海にくはし

『岷江入楚』桐壺巻

ゆけいの命婦といふをつかはす

花鞆負と書てゆけいとよめり。此官弓箭を帶す

仍ゆけいと云。鞆は矢を入れるしこを云。河衛門府^{ユケビ}

花命婦は今の世に内侍の外織物を着せぬ中蘿を昔は

命婦と号せり。殿上人以下の女也。藏人といふは下蘿のしなをいふ賀茂祭に命婦使藏人使とてある也

河ゆけいの命婦は左右衛門佐也。婦人の五位を帶するを命婦といふ也是内命婦也。五位以上の者の妻を外命婦と云令の文也。漢家又大概これにおなし。但内命婦

は九嬪世婦をいふとあれは本朝にはかはるへし内裏女房簡并女叙位の尻付には中蘿を命婦下蘿を藏人と書也 女藏人は六位也 奥人令曰婦人帶五位以上為内命婦五位以上妻為外命婦 又後宮職員令曰其外婦准夫位故周礼曰内命婦謂九嬪世婦也 外命婦謂卿大夫之妻也 帝の命をかうふるゆへに命婦と云 或抄云 雪月抄云内侍司の中に内侍從四位下掌侍從五位下此内に命婦を定をかる 或は女房の五位に叙したるを命婦と云 私此義猶不審アリ 私云もろこには九嬪世婦以下天子つかふるほどの女の惣名を内命婦と云 卿大夫の妻を外命婦といふ 日本には中蘿の品の人を命婦といふとみえたり これも五位以上の者の妻を外女房といふとはみえたり

『孟津抄』の波線部と傍線部とは、『湖月抄』とほぼ一致を見せる。『岷江入楚』は、傍線部においては『孟津抄』よりも近い注記を持つが、波線部に対応する箇所が存在しない。内容的には点線部と一致するが、波線部はやはり『孟津抄』からの引用であろう。

当該注記において注目すべきは二点ある。それは『岷江入楚』利用と結び付くものである。

一点目は、傍線囲いで示した「侍臣以下」と「殿上人以下」との異同である。「殿上人以下」は、『岷江入楚』と『湖月抄』にのみ見られる共通異文であり、両書以外では確認出来ない。

詳細な経緯は二点目で述べるが、傍線部は『花鳥余情』の注記であり、『花鳥余情』『孟津抄』『萬水一露』等は「侍臣以下」となっている。傍線部は『孟津抄』にも存在するが、傍線囲いの異同を鑑みると、傍線部の注記は『岷江入楚』経由で流入したものと認められる。

二点目は、傍線部に対する肩付である。『湖月抄』においては、波線部が『花鳥余情』、傍線部が『河海抄』の注記と肩付されているのに対し、ほぼ同文の注記を持つ『孟津抄』においては、波線部と傍線部は共に『花鳥余情』からの引用注記とされる。この傍線部は、『花鳥余情』が施した注記であり、『河海抄』の諸本を見比べても存在しない注記なのである。正しくは「花」の肩付を施すべきところを、誤つて「河」と肩付してしまったのである。

では、何故傍線部を『河海抄』の注記であると誤認したのであるうか。この過誤が起つた原因は、参照した『岷江入楚』の影響であると考えられる。先に述べたように、当該注記においては、『岷江入楚』の利用が認められる。その『岷江入楚』の一本には、以下のような注記形態を持つものがある。

『岷江入楚』（国立歴史民俗博物館高松宮家旧蔵本）

　　鞠負 惣別左衛門をゆけいと云 此官弓箭を帶す仍ゆけいと云 鞠は矢を入れるしこを云 河衛門府ミカイモリ 命婦

は今世に内侍の外織物を着せぬ中蘆を昔は命婦と号せり殿上人以下の女也藏人と云は下蘆の品を云賀

茂祭に命婦と使藏人とてある也

猶河に委（以下略）

これは国立歴史民俗博物館藏高松宮家旧藏本の該当部分であるが、傍線部に対する肩付が欠落しており、そのため直前の

「河衛門府ミカヒキ」に連続した注記であるかのように見える。

『湖月抄』は右のような形態を持つ『岷江入楚』を参照し、傍線部が『河海抄』の注記であると誤認したまま、注記を編集したのである。

また、この現象は、季吟が『河海抄』『花鳥余情』の両書を直接参照しなかつた可能性をも示唆する。少なくとも『河海抄』に関しては、傍線部の注記を持つ伝本が一切存在しない訳であるから、注記編集に際して引照されなかつたことは明らかである。この点については後述する。

『湖月抄』の『岷江入楚』利用が確認される例を、もう一例示す。

『湖月抄』朝顔巻

なか月になりても、ぞの、宮

細重服になり給ふ故に、斎院をおり給ふて、先他所にましく

にまし（く）て後に桃園宮にうつり給ふとみえたり、

桃園は今の仏心寺その跡也并同 河大和物語云、桃園兵部卿宮うせ

大宮ノ西、一条面ノ中許、世尊寺ノ南、師氏大納言、宅也、保光中納言代明親王男伝領、仍ナ号ス桃園ノ

『岷江入楚』朝顔巻

長月になりて桃園宮に

秘重服になり給故に、斎院をおり給て先他所にましく

て後に桃園宮にうつり給ふとみえたり、桃園宮は今

の仏心寺其跡也并同 河大和物語云、桃園兵部卿宮うせ

給て御はてなか月晦日にし侍るにとしこかの宮の北

方にたてまつりける大かたの秋のはてたにかなし

きにけふはいかてか君くらすらむ拾遺集に桃園に

住侍ける前斎院屏風に貫之白妙のいもか衣にさく

らはな色をも香をもわきそかねぬる、桃園在所一条

北大宮西一条面中許世尊寺南、當時号枸杞町歟、師氏

大納言宅也、保光中納言代明親王男伝領、仍号桃園中納

言、今案敷固親王事延喜帝御連枝並九月薨逝事相似

り、御記云延喜二十年六月八日斎院宣子内親王夜

中所病困篤及暁出院至太宰帥親王桃園家、九条右丞

中納言ト今案敦固親王ノ事歟、延喜帝ノ御連枝カ并ニ九月

二薨逝ノ事等相似タリ、抄二品兵部卿敦固寛平第四御

子母ハ延喜同シ延長五年九月七日二薨ス河大和物語に

云々、桃園、兵部卿ノ宮うせ給て、御はて九月晦日にし

侍るに、としこかの北方に奉りけり、へおほかたの

秋のはてだにかなしきにけふはいかでか君くらすら

ん拾遺集に桃園に侍ける前斎院屏風に貫之へ白妙

のいもが衣に桜花色をもかをもわきそかねぬる

相記天徳三年三月十三日桃園家に寝殿在坊城此家本為
寝殿去冬立北対本之北対卑陋尤甚仍所改作也
当該注記においては、傍線部が一致する。『湖月抄』は「細」と肩付しているが、傍線部末尾の「弄同」の部分までが『岷江入楚』の注記と一致している点からは、やはり『岷江入楚』の利用が想定されるべきである。

また、傍線部には『細流抄』と『明星抄』とで異同が存在する。この注記の基盤になつた『弄花抄』の該当注記も含め、以下にこの三書を示す。

『弄花抄』^{〔1〕} 朝顔卷

長月になりて

斎院おりぬ給て先別所に居住て今桃園宮にうつり給

と見えたり桃園宮は今の仏心寺其跡也

『細流抄』^{〔2〕} 朝顔卷

なか月になりて

重服になり給ふゆへに斎院をおり給ふてまつ他所に

ましくてのちに桃園宮にうつり給ふと見えたり桃園

宮はいまの仏心寺そのあと也

『明星抄』^{〔3〕} 朝顔卷

なか月になりて

重服に成給ふ故に、斎院をおり給て先別所に居住し

て、後に桃園宮にうつり給ふとみえたり、桃園宮は今
の仏心寺其跡なり

『弄花抄』の注記の冒頭に「重服になり給ふゆへに」を付け加えたものが、『細流抄』『明星抄』である。注記内容を三書で比較すると、最も大きな差異として、『弄花抄』と『明星抄』が「先別所に居住て」であるのに対し、『細流抄』は「まつ他所にましまして」とする点が挙げられる。三浦氏は「『湖月抄』所引『細流抄』の実に約九十七%までが『明星抄』に一致する」と指摘しているが、当該注記はその僅か三%の例外に当たる。そして、『岷江入楚』も、「まつ他所にましまして」を探るのである。つまり、この例外は、注記の流入経路の差異によって生じたものと考えられるのである。『岷江入楚』をそのまま利用したからこそ、『明星抄』の注記が想定されるべき「細」の肩付箇所においても、『細流抄』の注記が示されているのではなかろうか。このように考へると、先程の例と同様に、季吟は『明星抄』は参照していたものの、『細流抄』は参照していないかった可能性も浮上する。この点は後考を俟ちたい。

さらに当該注記で見落としてはならない点として、波線部が挙げられる。波線部は「抄」として引用されるが、この注記は『河海抄』注記に傍注として施されたものである。先程示した『岷江入楚』所引の『河海抄』にも、傍注として提示されている。『湖月抄』の「抄」の肩付は、凡例に「累年諸抄を勘へ合せて予が聞書に加るの説はなべて誰の説、又或抄或は抄とばかりしるし侍し」とあるように、季吟が長年諸説

を集成したものとされる。しかし、当該注記は『河海抄』の注記であり、この点からも李吟が『河海抄』を直接参照したとは言いたい。

二一一 『湖月抄』の「抄」に関して

「抄」の肩付に関して、さらに考察を加える。『湖月抄』が「抄」と示す注記の中には、『岷江入楚』が提示する自他の説をそのまま引用したものが確認出来る。一例として、桐壺卷の注記を以下に示す。

『湖月抄』桐壺卷

物思ひ給しらぬ心ち

孟命婦の我分別もなきといふ事也 抄命婦の卑下の詞也
や、ためらひて

涙をしほしをさへたる也 抄此御使の命婦の
狡行^{クフウ} 鞭^{ミツ}文^{ムニ} 脣心あるさまに云なせるよし思へし
しはしほゆめかと

細是より勅言を命婦の傳ふる也 抄帝の御口うつしな
るへし

さむへきかたなく

思ひさまんかたなくとも夢かとのみとありし首尾也
とひあはすへき
抄自余の女御更衣達は桐更衣をそねみ給し人たちな
れは語合給はん人なき也

はかくしうも

孟しかくともいふ義也 抄是より命婦の詞也

むせかへらせ給つ、

泪にいたくむせひ給ふ也

かつは人も心よはく

帝の御心を命婦の推ばかりて云詞也
うけ給りもはてぬ

抄少々うけ給り残すやうにて参りたりと語る也

御文たてまつる

抄更衣の母への勅書を命婦のつたぶるなり

ひかりにてなん

勅定を光にて見るとのこゝろなり

ほとへはすこし

抄月日のうつらはせめて思ひの薄^{ハタク}やならんと月日

の過るをまでばいよく忍びかたくなると也

もろともにはく、まぬ

抄桐更衣と御もろ心にはく、まぬと也 帝更衣かくれ

給へは帝ひとり若宮をおほつかなくおほしめすと也

当該注記は、鞭負命婦が桐壺更衣の母を訪れる場面に付されたものであるが、「抄」からの引用が集中して示されている。傍線部が「抄」の注記内容である。これに対して、『岷江入楚』の該当部分は以下の通り。

『岷江入楚』桐壺卷

物思ふたまへしらぬ心ちにもけにこそ

命婦卑下の詞也

やゝためらひて

河良久此心歟

八雲抄云漸也 較踉蹠 扶行十三文集聞健廿一

箋聞此御使の命婦の躰心ありてかきなせり よく思へし

しはしは夢かとのみたとられしを

花是よりは勅定の御詞なるへし

勅命婦の仰をつたふる詞也 みかとの御口うつしな

るへし

さむへきかたなくたへかたきは

夢かとのみあるをうけたる詞也 更衣逝去の時分

は只眞実の夢のことく惘然とのみ有しをやう／＼す

こしつゝ覺しめししつまるから夢にてはなし され

ともその人の名残はさらなら夢幻のことくにて其歎

さむるかたなしといふ歎

とひあはすへき人たになきを

或抄思ふ事いはてたゝにやゝみぬへき我とひとしき

人しなければ此哥を引自余の女御更衣たちは桐壺

更衣をそねみ給し人／＼なれはかたりあはせ給はん

人もなきと也

(中略)

はか／＼しうもの給はせやらすむせかへらせ給つゝかつ

は人も心よはく

これより命婦の詞也 勅定の趣をさへ涙のせきあへす

して仰かねらるゝを人の心よはく見たてまつらんと

覚しめす御氣色をみまいらせて少々うけたまはり残

すやうにて参りたるとかたる也 心つかひおもしろし

御ふみたてまつる

更衣の母への勅書を命婦のつたぶる也

めもみえ侍らぬにかしこきおほせことをひかりにて

更衣の母の詞或抄思ひにくれたるよし也 面白しと

御説也 又天子のみことのりをは明詔などもいふ也

光にてと云尤面白し

ほどへはすこしうちまきるゝこともやと

花これよりは勅書の御詞也

月日のうつらはせめて思ひのうすくやならんと月日

の過るをまではいよくしのひかたくなると也

(中略)

もろともにはくゝまぬ

桐壺更衣と御もろ心に養育なきことを仰せらるゝ也

『湖月抄』の「抄」に対応する箇所に傍線を付した。点線部

に細かな異同が見られるものの、同文関係にあると捉えて良

いだろう。両者を比較すると、「湖月抄」が「抄」として示

した注記は、『岷江入楚』において、大半が肩付の施されていない注記であることが分かる。中には「箋」「箋聞」等の

肩付を持つ注記の引用も見えるが、肩付のない注記に較べる⁽¹⁶⁾と僅かである。ここで取り挙げたものはごく一部分であるが、

『湖月抄』は全体に亘つて相当数の『岷江入楚』注記を取り込んでいることが指摘出来る。そして、それらの注記は、「諸抄を勘へ合せて予が聞書に加るの説」である「抄」として提示はするものの、『岷江入楚』の名は一切示されない。『岷江入楚』の説を撰取しつつも、その出典を伏せたまま注記編集を行つてゐるのである。先程示した朝顔巻の波線部についても、『岷江入楚』が『河海抄』の傍注として示した部分を、

傍注であったが故に誤つて『岷江入楚』が独自に施した注記（肩付が施されていない注記）と判断してしまい、「抄」として採録した可能性が高い。ただし、すべての「抄」が『岷江入楚』と完全に対応する訳ではないため、今後更なる検討が求められる。

以上、簡略ではあるが、『湖月抄』における『岷江入楚』利用を指摘した。『岷江入楚』が、『湖月抄』のすべての注記において基盤になつた、とは言えない。しかし、ある箇所においては編集の際に大いに参照され、またある箇所では注記そのものが孫引きも含め引用されていることを考え合わせると、『岷江入楚』に度々依拠していたことが認められる。しかも、それが隠匿されながら用いられていることは留意すべきであろう。⁽¹⁷⁾『湖月抄』の注記編集を考える上で『岷江入楚』は欠かせない存在であることは明白である。

三十一 『湖月抄』が引用する『河海抄』

前節までで『岷江入楚』の利用を指摘したが、これと関連する注記編集方法の一つに先行諸注釈書の孫引きが挙げられる。本節では、注記の孫引きという問題について、『湖月抄』に見られる『河海抄』注記を対象として検討を加える。

まずは、『湖月抄』内に引用される『河海抄』の全体像を確認したい。『湖月抄』内に見られる「河」「河海」と示された注記を集計しまとめたものが、以下の【表】である。いくつかの見落とし等もあるかとは思うが、全体の傾向は変わらないであろう。

計測に際して、対象となる注記を頭注・傍注・他注と分類した。頭注・傍注は、肩付によつて示されたもののみを数えた。他注は、肩付以外に示されたもの、例えば「河海に委」 「河海に見えたり」といった文言が相当するが、これを私に仮に名付けたものである。

また、内容的には明らかに『河海抄』であつても、他の注記に關しては、これを除外した。このような注記は広く複数の箇所で存在するため、正確な引用数を規定することは困難である。従つて、表はあくまで大まかな傾向を捉えるためのものである。なお、計測の対象には、卷頭の巻名注記は含めたが、発端・系図等の注記は除外した。

『湖月抄』の注記編集方法（松本）

【表1】『湖月抄』内に見られる「河」「河海」の総数

総合	松風	閑屋	蓬生	瀬標	明石	須磨	花散里	賢木	葵	花宴	紅葉	末摘花	若紫	夕顔	空蟬	傭木	桐壺	卷名
19	21	3	21	18	29	41	3	29	46	15	36	37	55	28	4	36	50	頭注
2	6	2	5	1	5	8	3	11	7	4	7	9	8	4	0	17	15	傍注
14	5	0	4	7	7	18	0	10	10	7	8	5	9	15	4	4	12	他注
35	32	5	30	26	41	67	6	50	63	26	51	51	72	47	8	57	77	総数
柏木	若菜下	若菜上	藤裏	梅枝	真木	藤袴	行幸	野分	篝火	常夏	蛩	胡蝶	初音	玉鬘	少女	朝顔	薄雲	卷名
19	62	62	25	28	21	21	20	23	3	36	15	27	37	39	50	13	23	頭注
2	31	22	4	19	12	6	9	9	0	7	5	3	5	5	9	5	4	傍注
5	6	10	8	6	10	2	3	5	1	5	0	1	9	14	11	10	7	他注
26	99	94	37	53	43	29	32	37	4	48	20	31	51	58	70	28	34	総数
合計	夢浮橋	手習	蜻蛉	浮舟	東屋	宿木	早蕨	総角	椎本	橋姫	竹河	紅梅	匂宮	幻	御法	夕霧	鈴虫	横笛
1327	19	26	15	28	19	26	7	17	13	13	13	6	12	24	10	41	9	14
351	6	1	2	1	10	1	3	3	3	3	8	4	7	8	2	10	4	4
327	4	6	6	4	3	7	1	3	10	4	3	2	3	3	5	7	1	3
2005	29	33	23	33	32	34	11	23	26	20	24	12	22	35	17	58	14	21

※卷頭の巻名注記も含む。発端、系図等は含まない。

『湖月抄』内に見られる「河」「河海」の総数は二〇〇五例であり、頭注が二三二七例と圧倒的に多く、傍注は三五一例、他注は三二七例である。卷によって多寡が見られるが、大凡卷の分量に比例するものと捉えて良い。例外的に多く引用が行われる卷は、『河海抄』の特徴の一つである准拠や有職故実書等の指摘が、ある場面に集中して利用された結果である。これは『湖月抄』の注記編集の性格によるものではなく、『源氏物語』が扱つた場面の特殊性によるものであろう。

頭注・傍注・他注の各傾向は次の通りである。

頭注は、漢字注記、典拠・准拠の指摘、引歌等、基本的に『河海抄』に見られる様々な注記を幅広く扱う。割合としては、典拠・准拠の出典指摘が多く、次いで引歌の指摘と続く。典拠・准拠の出典指摘を多く取り上げたことは、『河海抄』の注釈書としての性格・特徴をよく捉えていた結果と判断される。また一つの注記の中に、複数の「河」が提示される場合がある。これは、元来『河海抄』で一注記であつたものを、『湖月抄』が分割して提示したために発生した現象である。意図的なものか、結果としてそうなつたものかは、検証が必要であるものの、注記の提示順の変更は、注記編纂の姿勢と関わるものであると考える。

傍注は漢字注記がほとんどであり、そこに簡単な語意説明が加わることもある。准拠や引歌の指摘は、全く存在しない。この要因としては、本文の横に付される注記の性質上、その

箇所の意味を取ることがまず重視され、細かな出典等は必要とされなかつたことが考えられる。また、行間には長々と注記を示す余白が存在しない、という形式上の要因もある。傍注の『河海抄』注記は、本文理解のため、あくまで補助的な役割しか担わされていなかつたと想定される。

他注は、「河海に委」「河海に見えたり」「河海説如何」等で示されたもので、肩付が付されるものではない。従つて、注記そのものを引用するのではなく、注記内容を簡略にまとめた上での言及や、注記が存在することを指摘するものが大部分を占める。説が割れている等、解釈に問題がある箇所に良く見られる。「河海に委」と示した後に『河海抄』の注記が提示される場合もあるが、必ずしもすべてが提示される誤ではなく、単なる指摘で終わるもののが大半である。

三一二 『河海抄』にない『湖月抄』所引の注記

さて、これら『湖月抄』所引の『河海抄』注記を、原典である『河海抄』に戻つて確認すると、『河海抄』諸本には存在しない注記が紛れ込んでいる場合がある。先に取り上げた桐壺巻「ゆけいの命婦」の注記もこれに該当する。以下では、肩付に「河」「河海」と示されながらも、該当する注記が『河海抄』に見えないという矛盾について、いくつかの例を取り扱いながらその要因を分析する。

まず胡蝶巻「龍頭鶴首」の注記を示す。

湖月抄 胡蝶卷

龍頭龜首

河鵠又作レ船ニ淮南子ニ龍頭鵠首註高誘云鵠水鳥也画其象著船首以禦水患云々

秘まへにからめいたるといふも此事也 龍はもとより水を心にまかするもの也 鶴は風を受けてよく行くものなれば也 翌おろしはじめさせ給日はうたづかさのためして船の樂せらる末に龍頭鶴首に女とをのすとみゆ同舟なるへし樂以後の事にや

充にのりたる事二度なり是はおろしはしめ
の日也此段なかへとあり後の度は中宮の季の御
焼絆に紫上より其花ありし事也 美龍頭鶴首鶴五寸切又

論衡卷之三十一 作有之口事也

其象著船首以得水思西者賜名舟引領嘉言曰西龍於舟也文選浮鵠舟晉王濬爲益州刺史謀伐吳造戰舟艦画鵠快獸於船首懼江神鵠鳥雄鳴上風鷗鳴下風

則孕鵠江東人船前画青鵠因名

や抄舟に乘事」一度なり是はおろしはしめの日也後の度は中宮の季の御読経に紫の上より供花ありしなり當該注記は、「河」「細」「花」「抄」の四つの注釈書の引用から成る。問題がある箇所は、傍線部の『河海抄』、波線部の『花鳥余情』、点線部の「抄」引用である。これららの肩付に従つて『河海抄』と『花鳥余情』を確認すると、両書がともに傍線部・波線部の注記を持たないことに気付く。つまり肩付が示す注釈書と、その注記内容とが一致しないのである。この疑問は、『岷江入楚』との対照によつて解決する。以下が『岷江入楚』の該当部分である。

岷江入楚 胡蝶卷

からめいたる舟つくらせ給

河龍頭鶴首事也又摸唐船歟鶴与艦同箋一本うらめいたるトアリ如浦也ト也

首を」の二注記が該当部分にある。『岷江入楚』にも傍線部波線部、点線部がそれぞれ示されるが、肩付が『湖月抄』の指摘とは異なる。『岷江入楚』は、傍線部を「箋」と「山下水」、波線部を『弄花抄』、そして点線部を「素然私云」（傍線問い合わせ部分）とする。『岷江入楚』の肩付通り、『山下水』と『弄花抄』には該当注記が存在する^[1]。更に、『湖月抄』が指摘する「抄」が『岷江入楚』に示された通勝自説である点を含めると、当該注記の編集に『岷江入楚』が利用されたことは明

らかである。⁽²⁰⁾ つまり、『湖月抄』の肩付の不備と判断されるわけであるが、これらを単なる見間違いとして処理すべきではない。

問題を『河海抄』に絞ると、当該注記が傍線部を「河」と肩付する理由は、傍線部の内容が漢籍引用である点に求められるのではないか。つまり、『河海抄』がさも掲げそうな漢籍注記であつたために、肩付けを「河」として提示したのではないか、ということである。先に示した通り、『湖月抄』

が頭注で『河海抄』を示す際、その内容は典拠・准拠の出典

指摘が最も多い。当該箇所では、『河海抄』は二重傍線部「龍頭鶴首事也 又摸唐船歟 鶴与輪同」の注記を持ち、これは『山下水』の「龍頭鶴首鶴五層切又貌又乍縫」と似通う。准拠指摘や

漢籍引用をしばしば行う『河海抄』の特徴を知悉していたか

らこそ、両者の混同を許してしまったと考えられる。当該注記は、『河海抄』を確認せず『岷江入楚』のみを参照してい

たために生じた誤記であるが、同時に季吟の『河海抄』に対する認識をも浮かび上がってくれる。

次の例も、『岷江入楚』に示された注記を、『河海抄』注記と誤解したものである。

『湖月抄』幻巻

御仓名もことし

河光仁天皇宝亀五年始ムレ之ヲ云々見タリ
佛名經ノ記並ヘ「礼ス一切十方三世ノ諸佛」三塗苦

息国 豊民安シ云々
『河海抄』(角川版) 幻巻

御仓名もことしはかりにこそと

宝亀五年始之云々見官束事類

或天長七年十二月始有仏名

又或説承和五年十二月十九日始之云々
貞觀格云太政官符應行仏名懺悔事

『山下水』幻巻

御仓名も

光仁一宝亀五始修之_{自十九日至廿一日}仁明一承和二於清涼

殿修之

『岷江入楚』幻巻

御仓名もことしはかりにこそは

河光仁天皇宝亀五年始之云々見官束事類_{自十九日至廿一日}

或天長七年十二月始有

「仏名」

或仁明

—

—承和二

於清涼殿

—「修」之

貞觀格云太政官府應

行レ仏名懺

悔事

—「仏名」

經說普

—一切十方三世諸佛三塗苦

息

國豊民安云々以上箋秘

『湖月抄』では、当該注記をすべて『河海抄』注記としているが、傍線部は『河海抄』に存在しない。この傍線部の注記は、もとは『山下水』に施されたものである。ただし、波線部「見官束事類」の有無から、当該注記は『岷江入楚』経由

で『湖月抄』に流入したと考えるのが妥当である。⁽²⁾『湖月抄』が肩付を付け間違えたことについても、『岷江入楚』が冒頭に「河」の肩付を示していることから、説明が付く。『岷江入楚』が注記末尾に「以上箋秘」と示すように「仏名経……」からの注記は『山下水』注記であるが、『湖月抄』はすべての注記が『河海抄』注記と誤認したのである。この誤認も、注記内容が『河海抄』の特徴である准拠・出典・指摘であつたために起つたものであろう。

当該注記では、注記自体にも誤りが見られる。太線部分に關して、正しくは『山下水』『岷江入楚』が示すように、「仏名經説普礼」とあるべきだが『湖月抄』では「佛名經ノ記ニ並ヘ」⁽²⁾「札ス」と意味の通じにくく訓説になつてゐる。これは「説」を「記」と、「普」を「並」と誤つた結果であり、この部分の注記を適切に把握していかなかつたことを如実に物語つてゐる。

漢字を用いた注記に關して、的確な理解が行われなかつた例をもう一例示す。

『湖月抄』花散里卷

あづまにしらへて

細和琴也 河和琴に能鳴調ありよそへていへる也

くなる琴を和琴にしらへてかきあはせたるといふにや

『河海抄』（角川版）花散里卷

よくなることをあづまにしらへて

和琴 有能鳴調よそへていへる也

『岷江入楚』花散里卷

よくなることをあづまにしらへて

河和琴 能鳴調ありよそへていへる也

秘和琴 和琴は
あづま也 よくなることをあづまにといへる不審の
事也 ことは絃の惣名なればよくなること、は器といふ心歎

いふ心也 よくなる和琴の器をしらへてといふ心歎
諸抄にもしゐて沙汰に及はぬ事なれど不審なきにあらさる歎 又よなること、は琴歎 真名にてかきたるをこと、仮名にかきなして不審出来たる歎 しからはよくなる琴を和琴にしらへてかきあはせたるといふにや 両義今案の僻説也

尋決すべし

当該注記においても、波線部の一致から『岷江入楚』からの注記流入が想定される。⁽²⁾傍線部が問題になる箇所であるが、『湖月抄』は「河和琴に能鳴調あり」としてゐるが、『河海抄』は「岷江入楚」ともに「和琴」と「能鳴調あり」は切り離されて示されている。『河海抄』の注記を鑑みると、「和琴」という漢字提示は和語「こと」を漢字によつて注釈したものであり、「有能鳴調よそへていへる也」はその補足として加えられたものであるから、兩者は別個の注記と捉えるべきである。当該箇所で『湖月抄』は、訓説（注記の切り方）を間違え、「和琴能鳴調あり」と続けて読み下したのである。「に」の有無という細かな差異ではあるが、厳密な意味では『河海抄』に

は見られない注記となろう。当該注記は、引用の際に適切な注記理解が行われなかつたために、このような他に見られない注記になつたと考へられる。

ここまでの大注記比較では、いずれかの注釈書に注記が存在していた。最後に、どの注釈書にも見当たらない、『湖月抄』独自の「河」注記について触れる。

『湖月抄』宿木巻

こかねもとむる

細昭君がごとくにあしく書なしてはと也孟まへのゑ
にも書とめてとあるをうけ王昭君が事をいふ也・絵
師も書かへたる事あれはなり古事前注河昭君若贈黃
金賄定是終身仕帝王江相公詩

『河海抄』（角川版）宿木巻

こかねもとむるゑしもこそなどうしろめたく

蒼舒云漢元帝宮人頗多晉令画工図之有欲呼者被図以

召故宮人多行賂於画工王昭君姿容甚麗無所苟求工遂
毀其状後匈奴求美女帝以昭君宛行既召見帝悅之而名
字已去遂不復留帝怒殺画工毛延寿杜詩注
毛鏡子といふ人王昭君のかたちをゑに書し事也金を
えてかたちのわろき后をめてたくかき昭君をは金を
とらさりしかはわろく書たりし也今のがね君の形を
も金をえさせすはわろくやか、んすらんとも

傍線部は大江匡房の漢詩であり、『和漢朗詠集』「王昭君」等

に採録されている。これを『河海抄』注記として肩付しているが、「河海抄」の諸本、及び各注釈書には全く見えない。各注釈書とも、王昭君の故事を踏まえている表現であることは指摘しているが、匡房の漢詩が提示されることはない。⁽²⁵⁾

該当注記は、肩付が示された場所によつて誤解を生む例である。「河」の内容は、「昭君若贈黄金賄……」の詩句を示すのではなく、「古事前注」を指すと思われる。『河海抄』に見

られる「蒼舒云……」や「毛鏡子といふ人……」という注記は、この『湖月抄』の「河」の肩付の直前の「古事前注」に対応する。注記内容自体は「孟津抄」「岷江入楚」等を見ていたことが想定され、凡例に「河海花鳥弄花の説といへども細孟の中に書加へらるゝの説は多くは本書を不載・細孟と書之・細の説河花弄孟の説に趣同しき時は・河同花同弄同孟同などしるす」とあるように、注記の末尾に「河」と付したものと思われる。

以上のように、『湖月抄』が引用する『河海抄』注記を確認していくと、そのすべてが、いずれかの先行諸注釈書で既に採録されている『河海抄』注記か、もしくは肩付が誤つて施された別の注釈書の注記であり、『湖月抄』独自の『河海抄』引用は全く見られない。『湖月抄』が直接『河海抄』を参照したと断定出来る確例は、『湖月抄』の注記内容からは見出せないのである。その上、『河海抄』を参照しなかつたために生じた間違いが何カ所にも見られる。『湖月抄』所引の『河

『海抄』の本文系統が、注記によって全く異なり、複数の系統が混在した状態であることも、複数の注釈書から孫引きが行なわれたことの傍証である。⁽²⁴⁾

これらのことから、『湖月抄』の『河海抄』注記は、そのすべてが孫引きであると判断され、季吟自身は『河海抄』を直接確認していなかつたと結論付けられる。『河海抄』注記の特性については良く理解していたと思われるが、原典の『河海抄』そのものには当たつていなかつたのである。

四、まとめ

本稿では、先行研究研究で今まで指摘されていなかつた『湖月抄』の注釈方法として、『岷江入楚』利用と『河海抄』引用の実態を明らかにした。『岷江入楚』は凡例に取り挙げられてはいないものの、確実に利用が認められる。また『河海抄』は注記編集の際に参照された諸抄の一つとして名は挙がつてきているものの、実際に原典の『河海抄』を直接確認していった形跡はない。

これらの事象は、凡例が述べる注記編集の方法と、注記内容から窺える注記編集の方法とが、必ずしも一致しないことを意味する。『湖月抄』の凡例は非常に恣意的なものであり、鵜呑みにすべきではない。凡例が示す「河海、花鳥、弄花の説といへども、細孟の中に書き加へらるゝの説は、多くは本書を載せず」という文言は、『河海抄』『花鳥余情』『弄花抄』

に直接当たれなかつたことを隠蔽するための文言である可能性も指摘出来よう。「載せない（不載）」ではなく、「載せられない（不可載）」だつたのではないか。

また、凡例に示されない注釈書の利用は、『湖月抄』の編集方法を解明する上で欠かせない要素である。『湖月抄』編集に際して季吟がどのような注釈書を利用していたのか、未だ十分に詳らかにされていないが、これまで対象に挙がることのなかつた諸注釈書までも、今一度検討の俎上に乗せるべきであろう。

『湖月抄』の注記を扱う際には、示された注釈書すらも孫引きされたものであり、しかもその孫引きが序や凡例に示されていない典籍によって行われた可能性を持つ、ということを十分念頭に置くべきである。

注

(1)『湖月抄』の使用テキストは、『源氏物語湖月抄』一~十二』(北村季吟古註釈集成7~17、新典社、一九七七)によつた。底本は大和屋文庫本(野村貴次氏旧蔵)であり、これは、八尾版『湖月抄』の中でも最初期に位置する本である。

(2)藤村作編『日本文學大辭典』(新潮社、一九三六)の『湖月抄』の項目より。

本居宣長が『玉の小櫛』に「今の世の中にあまねく用ふるは湖月抄なり。げにこの抄はさきざきのもろもろの抄どもをあまねくよきほどに頭と傍とに引出で師説今案をまじへ、すべ

てよるにたよりよきさまにぞ書なしたる」と云つてゐるが適評である。註釈もまた親切穩当であるが、新説は比較的少い。

併し本書は未だ古典研究の初期の時代になつたもので、句点の誤り、清濁の不当、仮名遣ひの不适当等があり、本文の吟味不足で校訂もたしかでなく、且つ『河海』『花鳥』等より孫引して原典はきはめないやうな不用意も少くない。『河海』『花鳥』に出た説は、これ等の肩付をなすべきであるのに、却つて後の抄の『暁』『細』等を標記したものも少なくない。これらの欠点は『玉の小櫛』が已にこれを指摘し、石川雅望が『源註餘滴』に云つたところである。

(3) 小高敏郎『松永貞徳の研究 繕篇』(至文堂・一九五六)。

諸抄を集成し、實用的便宜な形で「萬葉集拾穂抄」(元禄三年刊)『源氏物語湖月抄』(延寶元年成)『枕草子春曙抄』(延寶二年成)『八代集抄』(天和二年成)『徒然草文段抄』(寛文七年刊)『大和物語抄』(承應元年成)など厖大なる著述を撰述し、學問を一般に普及した功績は、たしかにわが國文學研究上特筆すべきものがある。しかし、その學問内容は詰釋や出典の解明を主とし、その面で博引旁證を誇り、諸説を並記するのみである。彼自身の判断を明瞭にしないばかりか、取捨選擇さへ十分には行はれてゐない。その精力的な仕事ぶりと上述の學問の普及の點では敬服するが、そのものの自體の獨自な學問的價値、及び學問的方法論より見れば、安易な集成に止まつてゐて甚だ物足りない。

(4) 筑和正蔵『『湖月抄』の註釈態度—源氏物語研究史(四)』(『秋田大学学芸学部研究紀要』第12号、一九六二・三。執筆時期は一九六一・七)。氏の論考は、引用注記の総数を示し、諸注の

引用の傾向を示した点で大きな意義がある。ただし、計測に用いた『湖月抄』が文献書院刊行本(一九二六年刊行)である点、肩付のない注記すべて季吟の自説と捉えている点、引用される各

(5) 井爪康之『湖月抄の資料と方法』(『源氏物語注釈史の研究』新典社、一九九三)。『湖月抄』における、『一葉抄』及び三条西家の諸注釈書との影響関係、引用方法を検証しているものの、論拠とすべき資料が偏つており客観的な判断が下せない箇所や、注記流入の過程が必ずしも明確でない箇所がある。

(6) 三浦尚子『源氏物語湖月抄』所引「細流抄」に関する考察(『語文研究』第92号、二〇〇一・二)。三浦氏は、『湖月抄』内に示された「細流抄」について網羅的かつ詳細な検討を加え、「所引「細流抄」が現在我々が目にする『細流抄』よりは『明星抄』に近かつたのではないか」ということは、『湖月抄』に引用されている条々を多少なりとも吟味すれば、容易に察せられる。』とした上で、

『明星抄』の中でも最も増補された系統である版本『明星抄』と『湖月抄』所引「細流抄」との比較を全体にわたつて試みたところ、果たして所引「細流抄」全一万三千百七十四箇所中、一万一千八百三十五箇所、つまり『湖月抄』所引「細流抄」の実に約九十七%までが『明星抄』に一致するという結果を得た。

と述べる。注記成立の一過程を明らかにした非常に重要な指摘である。

(7) 伊井春樹『山下水』から『岷江入楚』へ—実枝の源氏学とその繼承—(『源氏物語注釈史の研究 室町前期』、桜楓社、一九

- (七八) 以下、『孟津抄』は、野村精一編『孟津抄』（源氏物語古注集成第6卷、桜楓社、一九八二）による。
- (9) 以下、『岷江入楚』は、中野幸一編『岷江入楚』（源氏物語古註釈叢刊第六卷～第九卷、武藏野書院、二〇〇〇）による。
- (10) 『高松宮家伝来禁裏本目録 分類目録編』（国立歴史民俗博物館、一九九九）請求番号：H1600100三四。中田武司編『岷江入楚』（源氏物語古注集成第11卷～15卷、桜楓社、一九七九～一九八四）において、校合本として用いられた伝本である。
- (11) 『弄花抄』は、伊井春樹編『弄花抄付源氏物語古注集成第8卷、桜楓社、一九八三）による。
- (12) 以下、「細流抄」は、伊井春樹編『内閣文庫本細流抄』（源氏物語古注集成第7卷、桜楓社、一九八〇）による。
- (13) 以下、「明星抄」は、中野幸一編『明星抄 種玉編次抄 雨夜談抄』（源氏物語古註釈叢刊第四卷、武藏野書院、一九八〇）による。
- (14) 注6参照。
- (15) なお、「葉抄」は「先別所に住給て」、「孟津抄」は「弄花抄」から引用を行い「先別所に居住て」とする。
- (16) この他にも「三」「私」「抄」と肩付された注記を、「抄」として引用する場合がある。
- (17) 『岷江入楚』を利用しながらも、その書名を記さない理由としては、①引用したものが『岷江入楚』だと分からなかつた、②『岷江入楚』とは分かつていたが、その著者を知らなかつた、③『岷江入楚』を通勝の著作と認知して、隠匿していた、の三点が考えられるが、当代一流の学者である季吟が『岷江入楚』の存在を知らなかつたとは考えにくい。

(18) 『花鳥余情』は、該当箇所に対応する注記自体が存在しない。『河海抄』の注記は、以下の通り。

『河海抄』（角川版）胡蝶巻

からめいたる舟つくらせ給

龍頭鶴首事也又摸唐船歎鶴与輪同
『河海抄』（熊本大学北岡文庫蔵本）胡蝶巻

からめいたる舟つくらせ給

龍頭鶴首事也又摸唐船歎鶴与輪同

なお『河海抄』の本文は、大きな異同が無い限り、玉上琢彌編、山本利達・石田穂二校訂『紫明抄 河海抄』（角川書店、一九六八。以下、角川版とする）を便宜的に使用した。

(19) 『弄花抄』と『山下水』の該当注記は以下の通り。『山下水』の引用は、榎本正純『源氏物語山下水の研究』（和泉書院、一九九六）を使用した。

『弄花抄』胡蝶巻

龍頭鶴首

おろしはしめさせ給日はうたつかざの人めして船の
せらる末に龍頭鶴首に女ともをのすとみゆ同舟成へし
樂以後の事にや

『山下水』胡蝶巻

からめいたる舟つくらせ

一本うらめいたるトアリ如浦也ト也

可龍頭鶴首事也又摸唐船歎 鶴与輪同

（中略）

龍頭鶴首
鶴五曆切又覗又乍輪

玉おろしハしめさせ給日ハうたつかさの人めして船の樂せらる末ニ龍頭鶴首に女ともをのすとみゆ同舟ナルヘシ樂以後ノ事ニヤ

抄云マヘニカラメイタルト云モ此事也龍ハモトヨリ水ヲ心ニマカスル物也鶴ハ風ヲ受ケテヨク行物ナレハ也

龍頭鶴首淮南子龍舟鶴首浮吹以處高誘注曰鶴大鳥也画其象著船首以禦水患

西都賦登龍舟張鳳蓋註曰画龍於舟也

文選浮鶴舟

晋王濬為益州刺史謀代吳造戰舟艦画鶴快獸於船首懼江神

鶴鳥雄鳴上風鶴鳴下風則孕船江東人船前画青鶴固名
当該注記からは、『河海抄』『花鳥余情』『弄花抄』の三書について、

直接参照していなかつた可能性が指摘出来る。なお、太線部「水鳥」
「大鳥」の異同の他に、「天鳥」とするものもある。いずれも書写
の際に発生した細かな異同であるため、ここでは問題にしない。

(20) 『孟津抄』にも「岷江入楚」と同内容の注記が確認出来るが、
文言の一一致は少なく、やはり「岷江入楚」に依拠したと判断すべ
きである。

『孟津抄』胡蝶巻

からめいたる舟つくらせ給

龍頭鶴首事也

龍頭鶴首

竜は水を得たり鶴は風を得也

雌雄ありておとりをみてやかてはらむ鳥なり風に向て
前へ飛なりさる程に舟の首にこれを作て置なり鶴鷗同

艦字の字を惣別書也

テウケイメイ鶴と云は雀ほとなる鳥なりこれを木に作
て舟首に置は向風に自由に飛也航する義也

弄おろしハしめさせ給日はうたつかさの人めして船の樂せらる、末に竜頭鶴首に女ともをのすとみゆ同舟なるヘシ樂以後の事にヤ

(21) 『細流抄』『明星抄』には、該当注記なし。『孟津抄』は以下の通りであるが、『湖月抄』に参照された可能性は低い。

『孟津抄』幻巻

御仏名

十二月になる也宝龜五年始之云々見官束事類或天長
七年十二月始有仏名取要

(22) 当該部分の『孟津抄』は「和琴能鳴調よそへていへる也」
である。「岷江入楚」とは細かな異同が見えるが、論旨に関わらないため問題にしない。

(23) 『孟津抄』と『岷江入楚』の該当注記は以下の通り。

『孟津抄』宿木巻

こかねもとむるゑしもこそなど

まへの絵にもかきとりてとあるをうけて王昭君か事を
書也絵師もかきかへたる事あれはと也

毛銳子が王昭君の形を絵にかきかへたることく大君の
形も金をえさせすはわろくかんすらんと也

『岷江入楚』宿木巻

こかねもとむるゑしもこそなどうしめたくそ

秘昭君かことくにあしく書なしてはと也弄昭君かことく
くかきかへたる事あれは也姜是は薰の給ほとに画工何

ほとも形をよくかくへしされ共似すは曲もなし又
散々にかきなさんもいか、なればうしろめたしといふ

也。河蒼舒云漢元帝宮人頗多嘗令画工圖之有欲呼者被

圖以召故宮人多行賂於画工王昭君姿容甚麗無所苟求
工遂毀其狀後匈奴求美女帝以昭君宛行既召見帝悅之

而名字已去遂不復留帝怒殺画工毛延寿杜詩注

『河海抄』は『杜詩注』を典拠として示すが、これと混同したも

のかとも考えられる。

(24) 『湖月抄』の『河海抄』引用は、大半が『孟津抄』もしくは『岷江入楚』経由による。『河海抄』の系統については、拙稿「『河海抄』卷九論—諸本系統の検討と注記増補の特徴—」（『中古文学』第91号、二〇一三・五）を参照されたい。なお、『孟津抄』が使用する『河海抄』は近衛家を経由した系統（A類）であり、『岷江入楚』が使用する『河海抄』は三条西家を経由した系統（C類）である。

(25) 同様のことが『花鳥余情』に関しても指摘出来、直接確認していたかどうか甚だ疑問が残る。

〔付記〕本稿は科学研宄費補助金（特別研究員奨励費・課題番号：24·1276）の成果の一部である。

（まつもと・おおき 本学大学院博士後期課程

・日本学術振興会特別研究員）